

大田区諮問第 120 号答申

1 審査会の結論

大田区教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 11 月 27 日付け 6 教教発第〇〇号によって行った公文書部分開示決定（令和 7 年 8 月 18 日付け 7 教教発第〇〇号公文書部分開示決定の一部変更決定（以下「本件変更処分」という。）による一部変更後のものをいう。以下「本件処分」という。）は、別紙「教育総務課提出文書（部分開示）」の一覧表中、「答申」欄において「部分開示相当」に当たる部分は相当であるが、「部分開示不当」に当たる部分は「開示すべき部分」欄に記載のとおり開示すべきである。

2 請求対象情報

大田区立〇〇中学校 改築計画協議会 議事録（第 1 回～9 回）（以下「本件公文書」という。）

3 審査の経過

- (1) 令和 7 年 11 月 25 日、諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (2) 令和 8 年 1 月 7 日、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (3) 令和 8 年 3 月 9 日、実施機関から説明を聴取し、審査した。
- (4) 令和 8 年 4 月 6 日、審査した。
- (5) 令和 8 年 5 月 11 日、審査した。
- (6) 令和 8 年 6 月 15 日、審査した。
- (7) 令和 8 年 7 月 27 日、審査した。

4 事実の経過

審査請求人は、令和 6 年 10 月 9 日、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、本件公文書の開示請求を行った。同年 11 月 27 日、実施機関は、審査請求人が開示を求める「大田区立〇〇中学校 改築計画協議会 議事録（第 1 回～9 回）」については、「改築計画協議会各回の議事録内に記載のある業者の氏名については、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号に当たる」という理由により、公文書部分開示決定を行い（以下「一部変更前の本件処分」という。）、同年 12 月 3 日、審査請求人に対して、公文書部分開示決定通知書を送付した。

令和 7 年 2 月 27 日、審査請求人は、一部変更前の本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。なお、一部変更前の本件処分から同日までの間に、議事録には「概要版」の他、「全体版」があることが、審査請求人に共有され、前記審査請求書の別紙には、「1～7 回目の議事録に関して『完全版』の開示を求める」旨記されている。令和 7 年 4 月 4 日に、実施機関からの弁明書が、同年 6 月 9 日に、審査請求人からの反論書が提出され、同年 8 月 18 日に、実施機関は、本件変更処分を行い、同月 22 日に、公文書部分開示決定の一部変更についてを送付した。本件処分では、開示すべき文書として議事録の「全体版」及び「概要版」とされた。

実施機関は、一部変更前の本件処分における理由に加え、「改築計画協議会各回の議事録中の一部は、改築協議会における意見交換の記録であり、開示することにより、今後同種の会議を開催する際に自由な意見又は情報の交換等が阻害されるおそれがあるため、条例第 9 条第 2 項第 5 号に当たる」、「大田区立〇〇中学校改築協議会議事録（第 3 回、第 8 回）中の記載の一部は、事務事業に関する情報で、開示することにより学校改築事業の事務の遂行に支障を及ぼすため、条例第 9 条第 2 項第 6 号に当たる」という理由により、公文書部分開示決定をした（本件処分）。

5 審査請求の理由

- (1) 「議事録」を請求したのであるから、最初から「概要版」でなく「完全版」が開示されるべきである。
- (2) 議事録の開示までに時間がかかっている。
- (3) 業者の名字は条例第 9 条第 2 項第 1 号に当たらず、開示されるべきである。

6 実施機関の弁明の要旨

(1) 審査請求の理由(1)に対して

議事録の概要版は、議事録（全文）に記載された発言のうち、言い誤りや不適切な箇所、議論と無関係な発言や個人情報等を削除したものであるが、その議論の経緯や結論は議事録（全文）と大きな差はないことから、今回の開示請求においても、議事録（概要版）を部分開示したものである。

(2) 審査請求の理由(2)に対して

公文書開示請求において、氏やその他の議事内容を広く世間一般に開示できるか、不利益内容を含まないかの精査を行うのに時間を要した。また、区の「第三者情報の取扱い要綱」に基づき、議事録（概要版）について、改築計画協議会の元委員に氏名や発言内容を公表すること等について個々

に意見照会をする必要があり、2 か月近くの期間を要した。

(3) 審査請求の理由(3)に対して

業者の担当者名は、区職員ではない支援業務委託の受託業者の社員であること、氏だけであっても会社名と紐づければ個人が特定される場合があるため、個人情報として不開示とした。一方で、改築協議会委員については、地域団体の長として改築計画といった区の事業に携わっており、氏を隠したとしても役職名で個人を特定し得ること、「第三者情報の取扱い要綱」に基づき委員に対して意見照会を行い不利益になるものではないと判断し、氏を公開した。

7 審査会の判断

(1) 審査請求の理由(1)について

議事録に全文を記したものと概要版があるのなら、開示するか否かは措いて、その旨の説明はあっても良かったと思料する。しかしながら、最終的に全文版の存在が説明され、全文版についても部分開示がされているという事情の下、本審査会における審査対象は、本件公文書を開示することの適、不適のみであるので、この点について審査するものではない。

(2) 審査請求の理由(2)について

公文書開示までに、時間がかかったとしても、その適否を判断することは、本審査会の審査対象ではないので、審査は行わない。

(3) 審査請求の理由(3)について

ア 概要版の不開示部分について

概要版で不開示とされているのは、全て委託会社の社員の氏である。条例第9条第2項第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる・・・により特定の個人を識別することができるもの(・・・)」は開示しないことができる(同条項)とされている。委託会社の社員の氏はこれに当たる。

審査請求人は、「改築協議会に参加した町会長らが実名であること」「委託会社社員の氏のみ掲載であること」からこの不開示を不当とするが、本件では改築協議会に参加した町会長らからは開示の了解を得られているのに対し、委託会社の社員からはそうしたことがなく、また氏のみであっても委託会社の社員であるとの情報を併せれば、「特定の個人を識別することができる」(条例第9条第2項第1号)のであるから、当該箇所を不開示としたことは相当である。

イ 全体版の不開示部分について

全体版において不開示とされた部分は、別表に示すとおりである。以

下、それぞれについて審査する。

(ア) 条例第 9 条第 2 項第 1 号を理由として不開示とされた部分について

概要版で不開示とされた委託会社の社員の氏を、全体版においても、不開示としたことは相当である。理由は、概要版で述べたところと同様である。

また、発言者が自らや家族の出身校、在学、住まいの場所、近隣の情報、職業等について述べた部分を不開示としている。これらも、条例第 9 条第 2 項第 1 号の個人に関する情報に他ならないことから、同号により不開示としたことは相当である。

しかし、実施機関は、個人の考え方（思想・信条）について述べた部分を個人の尊厳を守るために不開示とした、とするが、審査会としては、当該発言を開示することにより「個人の権利利益を侵害する恐れがある」とすることについては疑問である。思うに、こうした協議会は通常非公開とされ、非公開であるからこそ自由闊達な意見交換ができるのである。そこで、こうした発言を開示することで、区の事務事業に影響すると判断した発言については、同項第 5 号を理由として不開示とすることが相当であり、それに至らない箇所については、不開示処分は不当と考え、別表のように判断した。

(イ) 条例第 9 条第 2 項第 5 号を理由として不開示とされた部分について

この部分について実施機関は、「自由な意見交換が阻害されるおそれ」や「無用な誤解を与える」として不開示とした、とする。この点、開示することが自由闊達な意見交換を阻害することを重視するのであれば、全文については本来全て不開示とすべきと考える。その中で、情報公開という観点から、実施機関により、全文の大半が開示されている本件処分の現状を考えると、審査会としては、「事実と異なる認識を前提とした発言部分」及び「自由な意見交換を阻害するような部分」のみを不開示とすることが相当であり、それに至らない箇所については、不開示処分は不当と考え、別表のように判断した。また、「無用な誤解を与える」として不開示とされたものの中には、個人に関する情報に当たると考えられるものもあり、これらは条例第 9 条第 2 項第 1 号を理由として不開示とすることが相当であると考え、別表のように判断した。

(ウ) 条例第 9 条第 2 項第 6 号を理由として不開示とされた部分について

この部分は、実施機関が行う事務事業に関する検討情報であり、開示することにより適切な執行を妨げる恐れがあると言える。よって、不開示は相当と考え、別表のように判断した。

(4) 結論

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 上 松 信 雄

委員 浦 岡 由美子

教育総務課提出文書（部分開示）

公文書の件名 又は内容	不開示部分のページ及び行 ※ページ番号が付番されていない 文書については、便宜上、本審査 会においてページ番号を付番	実施機関が 不開示とする理由	答申	開示すべき部分
第1回改築 計画協議会 議事録	1 ページ10行目 3 ページ10行目、11行目、12 行目、13行目、14行目、15行 目、16行目及び17行目 8 ページ3行目及び4行目 10ページ10行目～11行目	大田区情報公開条 例（昭和60年条例 第51号。以下「条 例」という。）第 9条第2項第1号 に該当	部分開示は相当である。	
第2回改築 計画協議会 議事録	1 ページ9行目 6 ページ1行目 11ページ20行目～21行目 15ページ15行目～16行目 18ページ8行目～10行目	条例第9条第2項 第1号に該当 条例第9条第2項 第5号に該当 条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。	
第3回改築 計画協議会 議事録	1 ページ10行目 6 ページ12行目 7 ページ31行目～8 ページ1 行目 11ページ29行目～30行目 15ページ14行目～16行目 15ページ18行目～19行目 15ページ21行目及び23行目～ 28行目 16ページ4行目及び8行目 17ページ12行目 17ページ16行目 19ページ27行目～28行目 21ページ25行目 23ページ9行目 24ページ19行目 25ページ2行目～3行目 26ページ6行目～11行目	条例第9条第2項 第1号に該当 条例第9条第2項 第5号に該当 条例第9条第2項 第6号に該当 条例第9条第2項 第1号に該当 条例第9条第2項 第5号に該当 条例第9条第2項 第1号に該当 条例第9条第2項 第5号に該当 条例第9条第2項 第5号に該当 条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。 部分開示は不当である。 部分開示は相当である。 部分開示は不当である。 部分開示は相当である。 部分開示は不当である。 部分開示は相当である。 部分開示は相当であるが、条例 第9条第1号を不開示理由とす ることが相当である。 部分開示は相当である。	11ページ29行目～30行目の不 開示部分は開示すべきであ る。 17ページ16行目の不開示部分 は開示すべきである。 19ページ27行目～28行目の不 開示部分は開示すべきであ る。
	1 ページ12行目 5 ページ14行目及び15行目 7 ページ19行目～20行目 9 ページ13行目～15行目 10ページ13行目～14行目 12ページ1行目 13ページ17行目 13ページ24行目 15ページ29行目～16ページ5 行目 17ページ18行目 20ページ26行目～27行目 20ページ32行目 21ページ11行目	条例第9条第2項 第1号に該当 条例第9条第2項 第5号に該当 条例第9条第2項 第1号に該当 条例第9条第2項 第5号に該当 条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。 部分開示は相当であるが、条例 第9条第5号を不開示理由とす ることが相当である。 部分開示は相当である。 部分開示は相当であるが、条例 第9条第1号を不開示理由とす ることが相当である。 部分開示は相当であるが、条例 第9条第5号を不開示理由とす ることが相当である。 部分開示は相当である。 部分開示は不当である。 部分開示は相当である。	20ページ32行目の不開示部分 は開示すべきである。
第5回改築 計画協議会 議事録	1 ページ10行目 4 ページ2行目及び3行目 6 ページ1行目 14ページ11行目 16ページ2行目 18ページ20行目～22行目	条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。	

	20ページ20行目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は不当である。	20ページ20行目の不開示部分は開示すべきである。
第6回改築計画協議会議事録	1ページ10行目	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は相当である。	
	4ページ5行目			
	9ページ16行目及び24行目～25行目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は不当である。	9ページ16行目及び24行目～25行目の不開示部分は開示すべきである。
	11ページ26行目～27行目		部分開示は相当である。	
	12ページ22行目～23行目第1文	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は不当である。	12ページ22行目～23行目第1文の不開示部分は開示すべきである。
	12ページ23行目第2文～24行目	条例第9条第2項第5号に該当		12ページ23行目第2文～24行目の不開示部分は開示すべきである。
	14ページ11行目～13行目及び33行目～15ページ1行目	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は相当である。	
	14ページ18行目～21行目		部分開示は相当であるが、条例第9条第5号を不開示理由とすることが相当である。	
	15ページ24行目			
	15ページ32行目～16ページ1行目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は不当である。	15ページ32行目～16ページ1行目の不開示部分は開示すべきである。
	16ページ14行目～15行目			16ページ14行目～15行目の不開示部分は開示すべきである。
	16ページ29行目	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は相当である。	
	17ページ3行目～4行目11文字目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は不当である。	17ページ3行目～4行目11文字目の不開示部分は開示すべきである。
	17ページ4行目12文字目～27文字目	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は相当である。	
	19ページ12行目～13行目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は不当である。	19ページ12行目～13行目の不開示部分は開示すべきである。
	20ページ2行目～4行目、5行目～6行目、9行目～11行目、13行目～14行目		右記「開示すべき部分」以外の部分開示は相当であり、右記「開示すべき部分」の部分開示は不当である。	20ページ9行目～11行目及び13行目～14行目の不開示部分は開示すべきである。
	20ページ26行目～28行目		部分開示は不当である。	20ページ26行目～28行目の不開示部分は開示すべきである。
	22ページ12行目～13行目及び15行目		部分開示は相当である。	
	24ページ12行目～13行目及び15行目		部分開示は不当である。	24ページ12行目～13行目及び15行目の不開示部分は開示すべきである。
第7回改築計画協議会議事録	1ページ11行目	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は相当である。	
	2ページ27行目及び28行目			
	5ページ20行目			
	8ページ25行目及び28行目～9ページ2行目			
	9ページ16行目～19行目		部分開示は相当であるが、条例第9条第5号を不開示理由とすることが相当である。	
	10ページ2行目～6行目		部分開示は相当である。	
	16ページ21行目～23行目		部分開示は相当であるが、条例第9条第5号を不開示理由とすることが相当である。	
	16ページ29行目～30行目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は相当である。	
	17ページ20行目～24行目			
	18ページ12行目～16行目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は相当である。	
	18ページ21行目～23行目	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は不当である。	18ページ21行目～23行目の不開示部分は開示すべきである。
	18ページ29行目～30行目		部分開示は相当である。	
	19ページ6行目	条例第9条第2項第5号に該当	部分開示は不当である。	19ページ6行目、13行目～14行目及び21行目～22行目の不開示部分は開示すべきである。
	19ページ13行目～14行目	条例第9条第2項第1号に該当		
	19ページ21行目～22行目	条例第9条第2項第5号に該当		
	20ページ6行目～7行目	条例第9条第2項第1号に該当	部分開示は相当であるが、条例第9条第5号を不開示理由とすることが相当である。	
	20ページ9行目～10行目			

	20ページ17行目～19行目	条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は相当である。		
	20ページ23行目～26行目		部分開示は相当であるが、条例 第9条第1号を不開示理由とす ることが相当である。		
	21ページ1行目	条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当であるが、条例 第9条第5号を不開示理由とす ることが相当である。		
	22ページ9行目～12行目	条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は相当である。	27ページ20行目の不開示部分 は開示すべきである。	
	23ページ18行目～22行目、25 行目及び26行目～31行目		右記「開示すべき部分」以外の 部分開示は相当であり、右記 「開示すべき部分」の部分開示 は不当である。		
	24ページ28行目～30行目		部分開示は相当である。		
	27ページ20行目及び22行目～ 23行目	条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は相当である。		
	30ページ19行目～21行目及び 27行目～31ページ2行目		部分開示は相当である。		
	第8回改築 計画協議会 議事録	1ページ10行目	条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。	
		4ページ28行目	条例第9条第2項 第6号に該当		
5ページ2行目～3行目		条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は不当である。	5ページ2行目～3行目及び 24行目～25行目の不開示部分 は開示すべきである。	
5ページ24行目～25行目		条例第9条第2項 第1号に該当			
6ページ22行目及び26行目		条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は相当である。		
7ページ1行目、6行目、15 行目及び21行目		条例第9条第2項 第1号に該当			
7ページ4行目～5行目		条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は不当である。	7ページ4行目～5行目の不 開示部分は開示すべきであ る。	
8ページ2行目、6行目		条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。		
8ページ5行目		条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は不当である。	8ページ目5行目の不開示部 分は開示すべきである。	
9ページ12行目～13行目及び 25行目～26行目				9ページ12行目～13行目及び 25行目～26行目の不開示部分 は開示すべきである。	
9ページ15行目		条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。		
12ページ4行目、6行目					
12ページ11行目～13行目		条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は不当である。	14ページ16行目の不開示部分 は開示すべきである。	
14ページ16行目		条例第9条第2項 第1号に該当			
18ページ13行目及び15行目 19ページ4行目～6行目及び 12行目～13行目		部分開示は相当である。			
23ページ21行目及び25行目～ 26行目		条例第9条第2項 第5号に該当	右記「開示すべき部分」以外の 部分開示は相当であり、右記 「開示すべき部分」の部分開示 は不当である。	23ページの25行目～26行目の 不開示部分は開示すべきであ る。	
24ページ3行目		条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は不当である。	24ページ3行目の不開示部分 は開示すべきである。	
27ページ17行目～18行目				27ページ17行目～18行目の不 開示部分は開示すべきであ る。	
28ページ2行目～9行目		条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は相当である。		
第1回改築 計画協議会 議事録	171ページ10行目 174ページ29行目及び30行目 178ページ7行目	条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。		
	179ページ1行目	条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は不当である。	179ページ1行目の不開示部分 は開示すべきである。	
	181ページ16行目～19行目 184ページ20行目～21行目	条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。		
	188ページ14行目～15行目	条例第9条第2項 第5号に該当	部分開示は不当である。	188ページ14行目～15行目の不 開示部分は開示すべきであ る。	
	188ページ22行目～23行目 192ページ20行目 197ページ12行目～13行目	条例第9条第2項 第1号に該当	部分開示は相当である。		